

ののいち 環境 きくばり住宅



制度の概要

野々市市では、ゼロカーボンシティ宣言を行い、その実現に向けて「野々市市カーボンニュートラル推進プラン」に基づき、各種取組みを進めています。

本制度では、環境(温暖化対策+災害対策等)に配慮した住宅の普及に向けて、基準に適合した住宅に適合証を交付し、当該住宅を取得した世帯に助成金を交付します。



ののいち
サステナブル
住宅支援事業
Nonoichi
Sustainable Housing
Support Project

助成金の対象者

- 適合証の交付を受けた新築戸建て住宅を取得した方

※「適合証」の交付手続きは、建築会社等が行います

【建売住宅の場合】

「検査済証」の交付日から1年以内に売買契約が成立したもの

助成金額

子育て世帯等: **50万円**

その他世帯: **40万円**

(対象住宅1戸あたり)

※子育て世帯等

- ・18歳未満の子を有する世帯
- ・夫婦いずれかが39歳以下の世帯

※国・県の補助制度と併用可

推進パートナー*が環境に配慮した家づくりを応援!



助成金(子育て世帯等) **50万円**

助成金(その他世帯) **40万円**



(子育て世帯等)



(その他世帯)

住宅取得



(適合証交付住宅)



推進パートナー

- 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency 北陸支店
- はくさん信用金庫
- はくさん信用金庫
- 地域にまっすぐ 興能信用金庫
- 興能信用金庫
- EGK 金沢エナジー
- 金沢エナジー(株)

金利引下げ(全ての世帯)

住宅ローン【フラット35】

金利引下げ(全ての世帯)

住宅ローン

金利引下げ(全ての世帯)

住宅ローン

助成金(全ての世帯)

省エネガス設備の導入費

(全ての世帯)

※「ゼロカーボンシティののいち推進パートナー制度」カーボンニュートラルの実現に向けて取り組む事業者や団体の皆さんを本市のパートナーとして登録する制度

「適合証」 4つの 交付基準

※詳細は「ののいち環境きくばり住宅 適合証交付基準」を参照

2

緑化基準

- 道路境界から7mの範囲において敷地面積の3%以上の前面緑化(樹木換算含む)
- 建築物(カーポートなど)の背後にある緑地は該当しません
- 道路境界に沿ってフェンスなどを設置する場合には別途制限があります

1

断熱等性能基準

- 断熱等性能等級6以上
- ※BELS評価書、設計住宅性能評価書など

4

敷地面積基準等

- 敷地の最低面積 148.77㎡以上
ただし、第一種低層住居専用地域、市街化調整区域は165㎡以上
- 隣地からのセットバック
住宅の外壁などから隣地境界線までの距離が1m以上(近隣商業地域は除く)
- 道路の幅員
前面道路の幅員が4.84m未満の場合、市と協議
- 修景・建築基準
旧北国街道、押野1丁目地区、下林4丁目地区の基準に適合
- 地区計画
地区計画の基準に適合
- 隅切り
隅切りが3m未満の場合、市と協議

3

雨水浸透ます設置基準

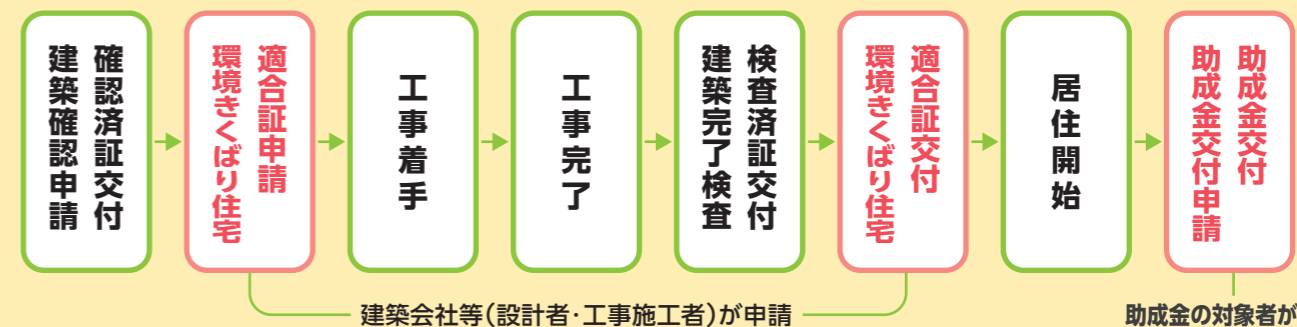
- 屋根面積に応じた雨水浸透ますの設置
- ※道路側溝に放流する雨水を減らし浸水被害を防止

緑化の対象7m

あなたも
デコ活*デビュー!

市花木「椿」の
苗木がもらえる!

交付手続きの流れ



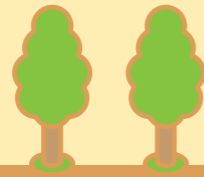
※「デコ活」とは…脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と、そのための「活」動を組み合わせた言葉で、環境省が展開する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です

ののいち 木の ぬくもり住宅



制度の概要

建物における石川県産木材の利用の促進を図るため、野々市市内に居住するための木造戸建て住宅を新築（購入も含む）または増改築する方に対し補助金を交付します。



石川県産木材の利用促進（県産材を使うことのメリット）

県内の人工林の多くは木材として利用可能な時期を迎えています。木材は「伐る、使う、植える、育てる」のサイクルで再生産が可能な環境に優しい資源です。石川県産木材を利用することは、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります。このため、野々市市では石川県産木材を使用した住宅への支援を進めています。



補助金額



最大 **25万円**（対象住宅1戸あたり）

金利引下げ

- 住宅金融支援機構では、住宅ローン[フラット35]の金利引下げが受けられます。

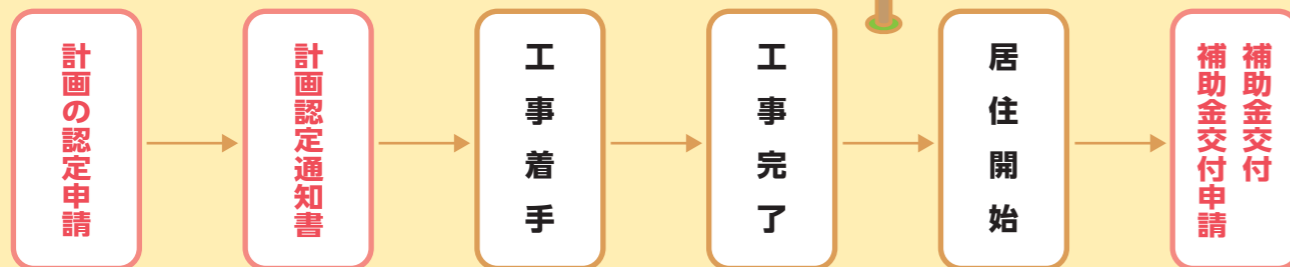


補助金の対象者 野々市市内に自ら居住するため、木造戸建て住宅を新築（購入も含む）、増改築する方

木造戸建て住宅で、石川県産木材の柱（集成材を含む）を50本以上（増改築の場合は20本以上）使用し、以下の基準をいずれも満たす必要があります。

- 1 長さがおおむね3メートル以上で、10.5センチ角以上
- 2 石川県産木材の証明書※があるもの
※市に登録する石川県産木材取扱事業者から発行
- 3 乙種構造材※であること
※柱など圧縮性能を必要とする部分に使用するもの

交付手続きの流れ



お問い合わせ

ののいち木のぬくもり住宅 [検索](#)

ののいち環境きくばり住宅 [検索](#)

野々市市建設部土木課
TEL 076-227-6081
Eメール: doboku@city.nonoichi.lg.jp

野々市市建設部建築住宅課
TEL 076-227-6087
Eメール: kenchiku@city.nonoichi.lg.jp

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地



令和8年4月更新

Nonoichi
Sustainable
Housing Support Project

ののいち サステナブル 住宅支援事業

ののいち環境きくばり住宅

ののいち木のぬくもり住宅

Nonoichi City

Promotion
Partner

